

## コース規格規定

(前書) 社団法人日本ボート協会(以下「日本協会」という)の競漕規則(以下「競漕規則」という)第7条に基づき、コース規格についてコース規格規定(以下「本規定」という)を定める。本規定は総会承認事項とする。

### 第1章 総 則

第1条 競漕規則第4条に定める日本協会が主催または主管する大会(以下「全日本級大会」という)と、それら全日本級大会参加のため都道府県等の代表選出が必要な場合のブロック予選会及び地区予選会(以下「地域予選会」という)は、本規定第3条による場合を除き、本規定第4条でそれぞれ必要とされる等級以上と認定されたコースで、かつ、認定の有効期間内にあるコースで開催しなければならない。

第2条 日本協会は、コースの管理者または日本協会正会員からの申し出に基づき、当該コースの本規格との適合度合いに応じ、本規定第4条に定める等級のいずれに該当するかを判定し認定する。認定手続き等については別に定める日本ボート協会公認コース認定規定によるものとする。

第3条 全日本級大会及び地域予選会の開催コースに関し、等級、規格等が本規定によりがたい場合の扱いは、主催者または主管者の上申に基づき日本協会に設置されるコース認定委員会が発議し日本協会理事会の承認を得て決定する。

### 第2章 規 格

第4条 認定等級は全日本級大会及び地域予選会に供されるコースでは上位順にA級、B級、C級の3等級とし、それら3等級に該当しないコースでも安全上の重大な瑕疵がないと認められた普及目的のコースはF級とする。

- ① 国際大会は、A級コースで行う。
- ② 全日本選手権の各大会及び国民体育大会ボート競技は、B級以上のコースで行う。
- ③ 地域予選会はC級以上のコースで行う。
- ④ F級コースでは、全日本級大会及び地域予選会を除くその他の競漕会及び競漕行事等を開催することが出来る。

第5条 (1) 競漕レーンの長さは1000m、2000mの2種類とする。

(2) 競漕レーンは、直線でなければならない。

(3) コースは決勝線の後方に、長さ100m以上の自由水域を設けなければならない。  
(例図4)

第6条 コースには次に定める数のレーンを設けなければならない。

- A級 6レーン以上
- B級 5レーン以上
- C級 3レーン以上

第7条 レーン幅は13.5mを標準とするが、コースの事情により12.5mまで縮小できる。最大限は15mとする。コースでは、各レーンの境界をブイで標示しなければならない。各ブイの間隔は第21条に定めたところによる。

第8条 (1) 競漕レーンの外境と岸、その他固定構築物との間には、5m以上の自由水域を設けなければならない。  
(2) 岩礁、固定構築物、杭などの障害を競漕レーンの中に残存させているレーンはいかなる場合といえども、コースとして認めることはできない。  
(3) 少なくともコースの片側に、出漕艇がスタートに向かう際、競漕の運行に妨げのない、必要かつ十分な回漕水路を確保すること。

第9条 レーンの水深は以下のとおりとする。判定は認定視察時の計測値と通常そのコースで大会等を開催する時と類似の条件下で計測された数値等を勘案して行うものとする。  
各レーンの深さが均等でない場合 3m以上  
各レーンの深さが均等な場合 2m以上

第10条 コースに流れのあるときは、競漕レーンの全幅について同一の速さであり、かつ最大値が次ぎの流速を超えないことを原則とする。判定の基となる計測値については前条の水深と同様とする。  
A級 10cm/秒  
B級 20cm/秒  
C級 30cm/秒

第11条 発艇位置は、艇首を正しく発艇線上に並べ得るように、陸上または水底に固定した構築物に連結して設備する。(例図5)  
ただし、B級以下のコースでは、錨、その他をもって固定したステイクボートでこれに代えることができる。

第12条 発艇員席は、全レーンの中心線の延長上で、発艇線より40m～50m後方に位置し、

見通しのよい高い台とする。その足場の高さは水面上3 m以上6 mまでとする。

ただし、C級コースでは発艇員が全レーン幅の中心で、発艇線の後方に位置すればよい。

第13条 B級コース以上では、発艇員が各発艇位置の拡声器に連結したマイクロフォンを持ち、その指示号令が各クルーに同時に伝えられる様に設備しなければならない。

第14条 (1) 線審席及び見通し装置は正確に設備し、その判定が容易に行えるものでなければならない。

(2) 線審と発艇員の連絡のため通信設備を設けなければならない。

(3) 線審席は正確に発艇線延長上、直近のレーン外側ブイから15 m以上30 m以内の位置に固定され、床面の高さは、水面上1 m以上2 m以下とする。但しB級以下では本項の範囲に外れても、望遠装置などの補助により正確な見通しが出来る対策があれば良い。

第15条 発艇線から決勝線に向い100 mの地点に、発艇員及び主審が容易に確認し得る明瞭な標識を設置し、発艇区域の限界を標示するものとする。

ただし、レーン境界ブイの色を変えることによって発艇区域を明示する場合はこの限りではない。

第16条 舵手のいない艇の操舵を助けるため、各レーンの中心線の延長上で、発艇線の後方に高さの異なる2枚の操舵標識を30 m以上の距離を置いて設置する。操舵標識は縦に中心を明示する線を標示し、その大きさは最初の250 mの距離を隔てて容易に視認し得るものでなければならない。(例図5)

操舵標識の大きさの基準は高さ180 cm、幅90 cm以上とし、中心線を標示する線の幅は20 cmとする。

ただし、B級以下では発艇線の後方にレーンブイを5 m～10 m間隔で3個以上設置することで操舵補助標識に代えることが出来る。

第17条 スタート位置の両岸には、競漕規則による立入禁止区域を明瞭に標示しなければならない。

ただし、コース周辺の状況に応じ、競漕委員会は立入禁止区域の基準を変更することがある。(例図4)

第18条 (1) 全水域をコースとして使用しない場合は、自由水域を含むコースの外境を柔軟なブイによって標示しなければならない。

ブイ間の距離は次による。

A級 50m以内

B級 50m

C級 100m

(2) 木材等を用いてコースの外境を標示する場合には、あらかじめ日本協会理事会の承認を要する。

第19条 (1) 各レーンには、発艇線から250m毎に色の異なるブイ(赤)を設置する。

(2) 陸上または水上に250m毎に距離表示を設ける。

(3) C級コースでは、(2)を省略することができる。

(4) ゴール前の最終250mは色の異なるブイ(赤)を設置する。

第20条 各レーンの中心を指示するため500m毎にランドマークを設置する。

① ランドマークは1000mの距離において容易に確認できる大きさでなければならない。大きさの一边を1.5m前後とし、風に吹き流されないように、上下双方をロープ又はワイヤーに固定する。

② ランドマークにはレーンナンバーを記入する。

③ ランドマークを懸架することが著しく困難なB級以下のコースでは、レーン番号を記したゴール目標板を決勝線の後方に設置することで良い。それも著しく困難な場合はレーンブイのみでのレーン明示で止む無しとする。

この場合、各ブイの間隔は、第7条(レーン幅)及び第21条(ブイの距離)による。

第21条 第7条及び第20条第3号の各ブイの間隔は、次のとおりとする。

コースの級	A級	B級	C級
各ブイ間の距離	10.0~12.5m	12.5~25.0m	50.0~100m

ただし、1000mコースでは、0m、1000mにはブイを入れないが、1005mにブイを入れる。

2000mコースでは、0mと2000mにはブイを入れないが、2005mにブイを入れる。

第22条 決勝線の後方5mの線上で、コース外境から少なくとも5m離れた水面に、一边の長さ30cmの赤の小旗を立てたブイを設置して決勝線の標示とする。コースの外側の水路が狭く、クルーの航行を妨げるおそれがあるときは、両岸陸上に赤旗又は赤の塗装を施した一边の長さ50cm内外の標識板を立てる。両岸を利用できないときは片側1個とする。

決勝線におけるランドマークは決勝線の後方5mの線に、決勝線と平行して掲げるものとする。(例図6)

第23条 B級以上のコースの決勝線には、計時連動映画撮影装置または写真判定装置を常

備することが望ましいが、常備しないコースでは全日本級大会の開催時には日本協会が

判定能力を確認した装置を使用しなければならない。

第24条 決勝線における判定所は、大会本部側の決勝線延長上に直近のレーン外側ブイから15m以上30m以内の位置に設置されることを原則とする。但しB級以下では本項の範囲に外れても、望遠装置・写真判定装置などにより正確に判定出来る対策があれば良い。判定所の構造と設備は次のとおりとする。

- ① 階段式構造とし、各レーンを担当する判定員が各艇の艇首の決勝線通過を看視するのに妨げのないように設備する。
- ② 有線または無線通信装置により、発艇員の号令指示が拡声されて、タイム差なく聞き取れるように設備する。
- ③ 拡声器に連結したベルまたはブザーにより、各艇の艇首が決勝線を通過する都度、音響をもって合図するように設備する。

第25条 決勝線における立入禁止の区域は、判定所の両側及び対岸見通し板の両側にそれぞれ20m設け(例図4)、かつ明瞭に標示する。

第26条 (1) コースは測量士が測量し、マークを印し、かつ平面図を作製するものとする。  
(2) コース平面図の写しは大会本部に備え付けると共に、大会会場に掲示する。ただし、B級以下のコースでは、コース平面図に関する説明を参加者代表に行ってこれに代えることができる。

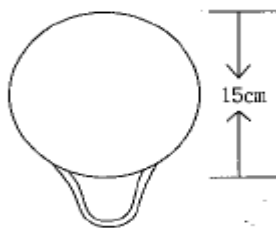
第27条 レーン境界ブイは、艇やオールに損傷を与えるおそれのない柔軟な材質のものでなければならない。その大きさは競漕艇の漕行を妨げないものとする。外境ブイ・決勝線標示ブイもこれに準ずる。

レーン境界ブイの大きさは次による。

球形(下図参照)

直径 15cm以下

材質 柔らかい材質



第28条 コースには次の恒久施設を備えなければならない。

本部建物 同一建物で足りる。  
艇 庫  
台 船（棧橋をもって代用できる）  
運動用広場

第29条 コースには次のような競漕用器具、備品を常備しなければならない。

計時装置  
風速・風向計  
拡声装置  
通信設備  
航行規則看板

第30条 B級以上のコースには常駐する管理人を置くことを原則とする

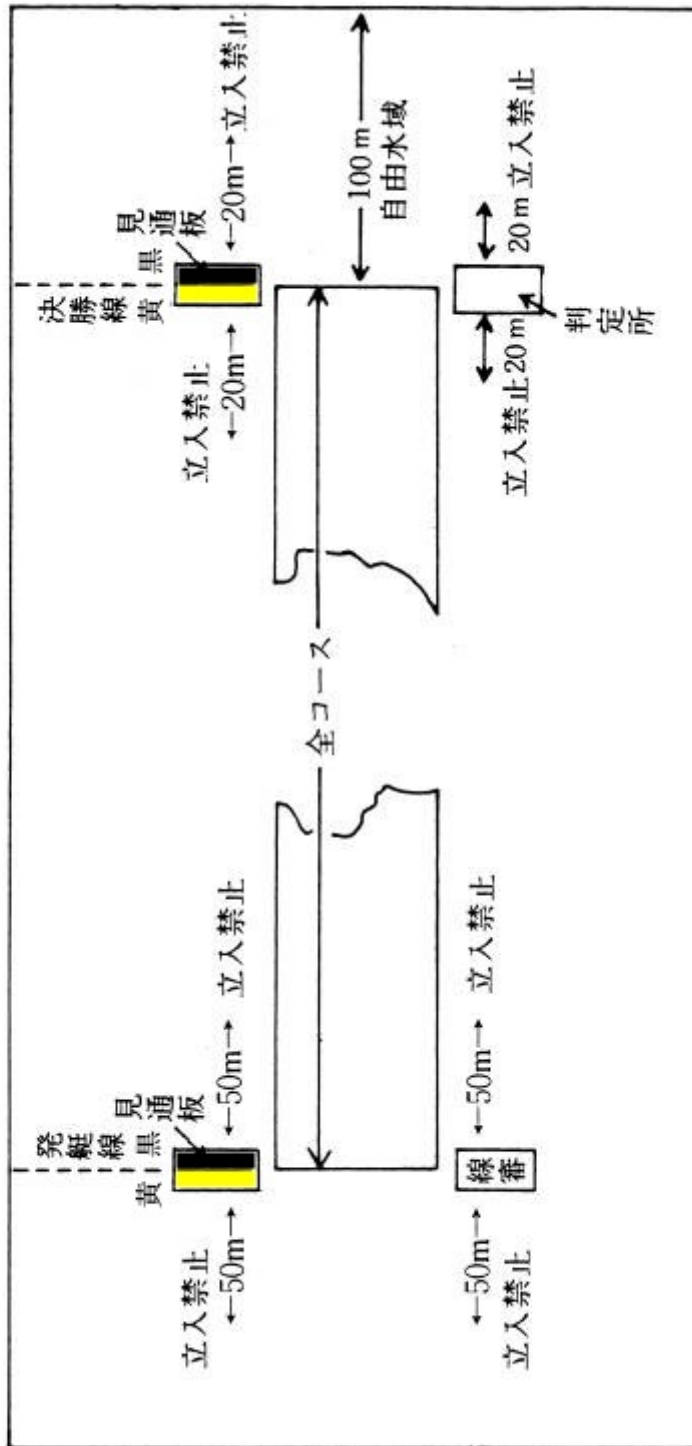
第31条 コースには以下の項目を含む安全についての取決めや施設を備えなければならない。

- ① 普段の練習時における安全管理体制  
「安全基準作成のためのガイドライン」〔平成16年社団法人日本ボート協会作成〕記載の安全体制を構築すること。  
具体的には以下の通り
  - ・コースの属する水域安全委員会設置
  - ・安全ルール策定（水域航行、出艇許可・禁止、救命具着用要否、安全装備など）
- ② 大会開催時の安全管理体制  
会主催者において「大会開催時の安全に関するガイドライン」〔同上〕記載の安全体制を構築する。
- ③ コースが常備すべき安全施設  
救助艇とファーストエイド装備〔AED含む〕、安全ルール・航行ルールの掲示、水域の危険箇所の警告と現場標識等
- ④ その他、コース固有の安全対策等

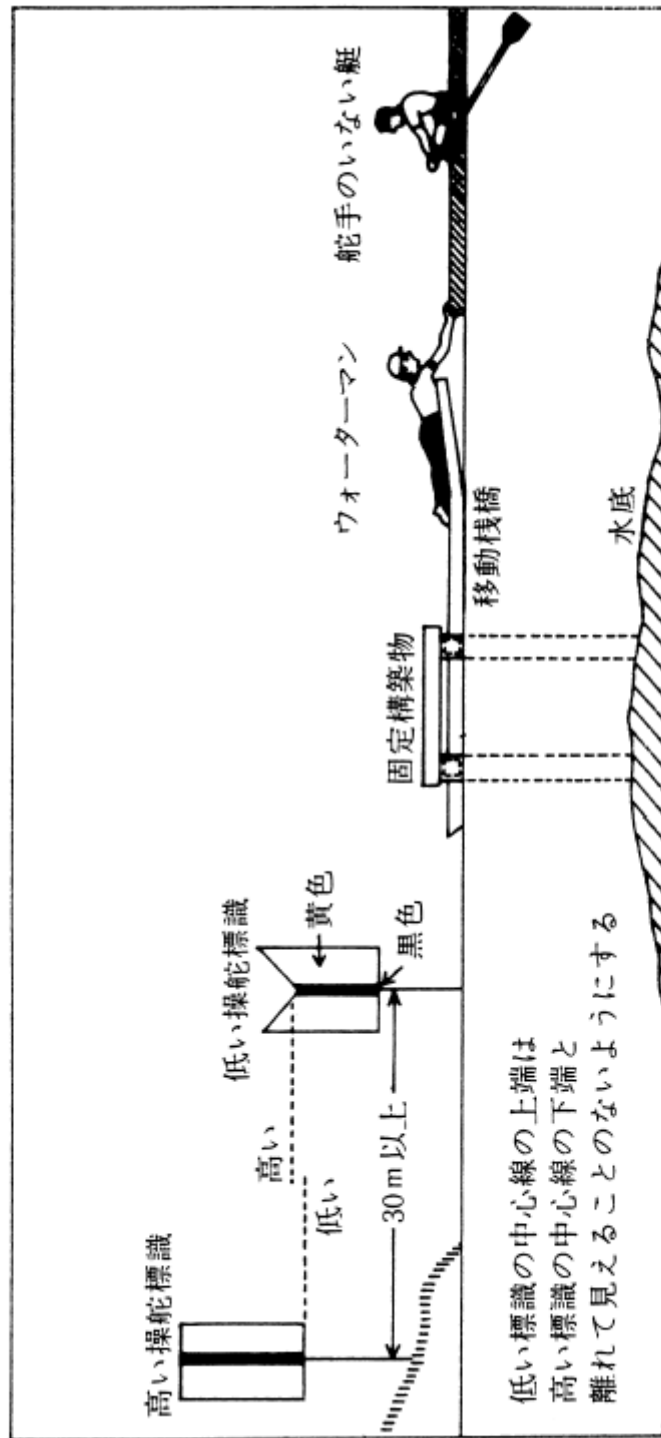
付則1 本規定は平成20年5月31日、社団法人日本ボート協会平成19年度通常総会において承認され、平成20年6月1日以降、効力を発する。

付則2 平成22年12月改訂（例図4）

例図 4



例図 5





例図 6

